

2024年度 日本陸上競技連盟競技規則 修改正案<2024.2.12>

日本陸上競技連盟
競技運営委員会

(**太字**：修改正、追加、挿入 修改正前：削除 修改正前&修改正：移動)

【競技会規則 (CR)】

条文番号	修改正前	修改正
CR1.1	WA は、エリア陸連と協力して、全世界の競技システムを指導・管理する責任を有する。WA の競技カレンダーとそれぞれのエリアの加盟団体の競技カレンダーが重複しないように、あるいはその重複が最小になるように調整する。すべての国際競技会は、CR1 に従って WA または一つのエリア陸連により認可されなければならない。国際大会を統括してシリーズ／ツアーまたはリーグ戦を行う場合は、かかる活動に必要な規程または契約条件も含め、WA または当該エリア陸連から許可を受けなければならない。運営は第三者に委託することができる。当該エリア陸連がこれらの規則に準拠して国際競技会を適切に管理できない場合、WA は必要に応じて介入し、必要な対策を講じることができる。	WA は、エリア陸連 および加盟団体 と協力して、 すべてのワールドランキングコンペティションで構成される世界的な 競技システムを指導・管理する責任を有する。 WA は WA の 競技カレンダーと、エリア 陸連の競技カレンダー および加盟団体の 一部 の競技カレンダーが重複しないように、あるいはその重複が最小になるように調整する。 すべてのワールドランキングコンペティションは、CR1 に従って WA または一つのエリア陸連もしくは加盟団体により認可が必要である。招待競技会 を統括してシリーズ／ツアーまたはリーグ戦を行う場合は、かかる活動に必要な規程または契約条件も含め、WA または当該エリア陸連から許可を受けなければならない。運営は第三者に委託することができる。当該エリア陸連がこれらの規則を適用して ワールドランキングコンペティション を適切に 運営・管理 できない場合、WA は必要に応じて介入し、必要な対策を講じることができる。
CR1.3	WA は奇数年に世界選手権を主催する。	欠番
CR1.5	WA の認可を要する競技会	WA の認可を要する競技会
CR1.5.1	国際競技会定義 1.2、1.3、1.4 及び 1.5 に該当するすべての国際競技会は WA の認可が必要である。	ワールドランキングコンペティション定義 1(c)(d)(e)に該当するすべての競技会は、WA の認可が必要である。
CR1.5.2	認可の申請は、当該の国際競技会が開催される国またはテリトリー（領土）の加盟団体が、大会 12 カ月前、または WA 事務総長が他に定める締め切り日前に WA 事務総長に対して行う。	ワールドランキングコンペティションが開催される国またはテリトリー（領土）の加盟団体は、該当する場合はその競技会の関連組織団体とともに、確立された手続きにより可能な限り速やかに WA に開催申請をしなければならない。
CR1.5.3		WA は当該申請を承認し、ワールドランキングコンペティションのリストへの登録と WA のグローバルカレンダーへの掲載を行い、競技会開催を認可する。
CR1.6	エリア陸連の認可を要する競技会	エリア陸連の認可を要する競技会
CR1.6.1	国際競技会定義 1.7,1.8,1.9,及び 1.10 に該当するすべての国際競技会は、エリア陸連の認可が必要である。国際招待大会または…	ワールドランキングコンペティション定義 2.(b)(c)(d)(e)に該当するすべての競技会は、エリア陸連の認可が必要である。国際招待大会または…
CR1.6.2	当該の国際競技会が開催される国またはテリトリー（領土）の加盟団体が、大会 12 カ月前、または当該加盟団体が他に定める締め切り日前に、適切なエリア陸連に対して認可申請を行う必要がある。	ワールドランキングコンペティションが開催される国またはテリトリー（領土）の加盟団体は、該当する場合はその競技会の関連組織団体とともに、確立された手続きにより可能な限り速やかにエリア陸連に開催申請をしなければならない。
CR1.6.3		エリア陸連は当該申請を承認し、競技会開催を認可し、その後、ワールドランキングコンペティションのリストへの登録と WA のグローバルカレンダーへの掲載を行うよう、WA に通知する。

<p>CR1.7</p> <p>CR1.7.1</p> <p>CR1.7.2</p> <p>CR1.7.3</p> <p>CR1.7.4</p>	<p>加盟団体が認可する競技会</p> <p>加盟団体は自国の競技会を認可することができる。また外国人競技者は国際競技会規則の要件に従い、かかる競技会に参加することができる。国内競技会に外国人競技者が参加する場合、当該国内競技会に出場する全競技者の出場料、賞金、現金以外の賞品の価値は、総額で5万米ドルを超えてはならず、種目別で8,000米ドルを超える種目があるとはならない。WA、開催地の加盟団体、または所属加盟団体の規則に基づく陸上競技会への参加資格がない場合、競技者は一切、かかる競技会に参加することはできない。</p>	<p>加盟団体の認可を要する競技会</p> <p>ワールドランキングコンペティション定義 3 (b) に該当するすべての競技会は、加盟団体の認可が必要である。</p> <p>外国人競技者は、参加資格規則 (the Eligibility Rules) 第 5 条 (国際競技会の出場要件: Requirements to Compete in International Competitions) に従って、当該競技会に参加することができる。WA、開催地の加盟団体、または所属加盟団体の規則に基づく陸上競技会への参加資格がない場合、競技者は一切、当該競技会に参加することはできない。</p> <p>ワールドランキングコンペティションが開催される国またはテリトリーの加盟団体は、競技会開催日の 60 日前までに、WA に対してグローバルカレンダープラットフォームを通じて申請書を提出し、通知しなければならない。</p> <p>WA は当該申請を承認し、ワールドランキングコンペティションのリストへの登録と、WA のグローバルカレンダーへの掲載を行う。</p>
<p>CR2.1</p>	<p>カOUNシルは規則に基づいて開催される国際競技会の運営規程や、競技者、競技者代理人、競技会主催者および加盟団体の関係を律する規程を定めることができる。カOUNシルは適宜、これらの規程を変更または修正することができる。</p>	<p>カOUNシルは規則に基づいて開催されるワールドランキングコンペティションの運営規程や、競技者、競技者代理人、競技会主催者および加盟団体の関係を律する規程を定めることができる。カOUNシルは必要に応じて、これらの規程を変更または修正することができる。</p>
<p>CR2.2</p>	<p>WA およびエリア陸連は、適用される規則や規程が遵守されていることを確認するために、WA またはエリア陸連の認可を必要とする国際競技会に出席する 1 名以上の代表者を指名することができる。WA またはエリア陸連の要請により、指名された代表者は当該国際競技会終了後 30 日以内に、「遵守に関する報告書」を提出する。</p>	<p>WA およびエリア陸連は、適用される規則や規程が遵守されていることを確認するために、WA またはエリア陸連の認可を必要とするワールドランキングコンペティションに出席する 1 名以上の代表者を指名することができる。WA またはエリア陸連の要請により、指名された代表者は当該ワールドランキングコンペティション終了後 30 日以内に、「遵守状況に関する報告書 (compliance report)」を提出する。</p>
<p>第 2 部 見出し</p>	<p>競技会役員</p>	<p>役員</p>
<p>CR3.1</p>	<p>国際競技会定義 1.1、1.2、1.3 及び 1.6 の競技会では以下の国際競技会役員をおく。</p> <p>3.1.1 組織代表 3.1.2 技術代表 3.1.3 医事代表 3.1.4 アンチ・ドーピング代表 3.1.5 I T O s (国際技術委員)</p> <p>3.1.6 国際競歩審判員</p>	<p>ワールドランキングコンペティション定義 1. (a)(b)(c)(d) と 2. (a)(b)(c)(d) に該当する競技会では以下の国際競技会役員をおく。</p> <p>3.1.1 組織代表 3.1.2 技術代表 3.1.3 医事代表 3.1.4 アンチ・ドーピング代表 3.1.5 ワールドアスレティックスレフェリー (WA レフェリー) 3.1.6 ワールドアスレティックス競歩審判員 (WA 競歩審判員)</p>

	<p>3.1.7 国際道路コース計測員 3.1.8 国際スターター</p> <p>3.1.9 国際写真判定員</p> <p>3.1.10 ジュリー</p> <p>…</p> <p>国際競技会定義 1.1 及び 1.5 の競技会では、カウ ンシルは広告コミッショナーを指名してもよい。 国際競技会定義1.3、1.6及び1.10の競技会では役 員の指名は当該エリア陸連によってなされる。 国際競技会定義1.2の競技会では主催者、国際競技 会定義1.4、1.8及び1.9の競技会では当該加盟団体 によってなされる。 …</p>	<p>3.1.7 国際道路コース計測員 3.1.8 <u>ワールドアスレティックス・スターター</u> <u>(WA スターター)</u></p> <p>3.1.9 <u>ワールドアスレティックス写真判定員</u> <u>(WA 写真判定員)</u></p> <p>3.1.10 ジュリー</p> <p>…</p> <p>ワールドランキングコンペティション定義 1. (a) (d)(e)に該当する 競技会では、カウ ンシルは広告コ ミッショナーを指名してもよい。 ワールドランキングコンペティション定義 2. (a)(c)(d)(e)に該当する 競技会では役員の指名は当 該エリア陸連によってなされる。ワールドラン キングコンペティション定義 1. (c)に該当する 競 技会では主催者、ワールドランキングコンペティ ション定義 3 に該当する 競技会では当該加盟団体 によってなされる。 …</p>
CR3.1	〔注意〕 ii CR3.1.5 から 3.1.9 に定義される国 際競技会役員は、適用される WA 方針により、WA レベルに分類される場合もあれば、エリアレ ベルに分類される場合もある。	〔注意〕 ii CR3.1.5 から 3.1.9 に定義される国 際競技会役員は、適用される WA 方針により 分類 される場合がある。
CR5.1	… 1 日開催の競技会を除き、指名された技術代表は 以下のことを行わなければならない。 5.1.1… … 5.1.11… 1 日開催の競技会に指名された技術代表は、必要 な支援やアドバイスを主催者に行ない、競技会実 施報告書を書面で提出する。	… 招待 競技会を除き、指名された技術代表は以下の ことを行わなければならない。 5.1.1… … 5.1.11… 招待 競技会に指名された技術代表は、必要な支援 やアドバイスを主催者に行ない、競技会実施報告 書を書面で提出する。
CR5.1.10	要請があった場合は監督会議の議長を務め、競技 役員に必要な指示を与えなければならない。	要請があった場合は監督会議の議長を務め、 審判 長 に必要な指示を与えなければならない。
CR6.1	〔注意〕 ii CR6.1.4 によって出場を止めさせられたり、 競技を中止させられたりした競走競技および 競歩競技出場者は、DNS か DNF として記録さ れる。この指示に従わない競技者は失格とな る。 iii CR6.1.4 によって出場を止めさせられたり、 競技を中止させられたりしたフィールド競 技出場者が試技をしていなかった場合、リザ ルトでは DNS と表記される。しかし、試技を行 った場合には試技の結果は成立し、競技者 はその結果に従って扱われる。この指示に 従わない競技者は失格となり、その種目 においてそれ以後、競技する権利を失う。 iv CR6.1.4 によって出場を止めさせられたり、 競技を中止させられたりした混成競技の 競技者は、もし最初の種目に出場してい なければ DNS と記録される。しかし、ス タートしていれば TR39.10 が適用され る。この指示に従わない競技者は失格 となり、その種目においてそれ以後、 競技する権利を失う。	〔注意〕 ii CR6.1.4 によって出場を止めさせられたり、 競技を中止させられたりした競走競技 出場者 または 競歩競技出場者の 結果 は、DNS か DNF として記録される。この指示に 従わない競技者は失格となる。 iii CR6.1.4 によって出場を止めさせられたり、 競技を中止させられたりしたフィールド競 技出場者が試技をしていなかった場合の 結果 は、DNS と して記録される。但し 、試技 を行った場合には その 試技の結果は 有効 であり、競技者はその結果に従って 扱われる。この指示に従わない競 技者は失格となり、その種目にお いてそれ以後、競技する権利を失 う。 iv CR6.1.4 によって出場を止めさせられたり、 競技を中止させられたりした混成競 技の競技者の 結果 は、もし最初の種 目に出場していなければ DNS と記 録される。 但し、最初の種目 でスタートしていれば TR39.10 が 適用される。この指示に従わない 競技者は失格となり、その種目 においてそれ以後、競技する権利 を失う。
CR8	CR 8. I T O s (国際技術委員) と J T O s (日 本陸連技術委員) …	CR 8. WA レフェリー と J T O s (日本陸連技術 委員)…

CR8.1	<p>技術代表は ITOs が任命されている競技会で、事前に主催団体によって ITO 主任が任命されていなければ、ITO の中から主任を任命しなければならない。ITO 主任は技術代表と協力して可能な限り実施される各種目にそれぞれ 1 人の ITO を任命しなければならない。ITO は担当する各種目の審判長を務める。</p>	<p>技術代表は WA レフェリーが任命されている競技会で、事前に主催団体によって主任が任命されていなければ、WA レフェリーの中から主任を任命しなければならない。主任は技術代表と協力して可能な限り実施される各種目にそれぞれ 1 人の WA レフェリーを任命しなければならない。WA レフェリーは担当する各種目の審判長を務める。</p>
CR8.2	<p>クロスカンントリー競走・道路競走・マウンテンレース・トレイルランニングにおいて ITOs が指名されたら、ITO は主催者に必要な支援を行う。ITO は自身に割り当てられた競技種目が行われている間は、常に競技場所にいてはならない。ITO は競技が競技規則と競技注意事項等ならびに技術代表の最終的決定に従って行われていることを確認する。ITO は割り当てられた各種目の審判長となる。</p> <p>ITO s に関する情報は WA のウェブサイトから入手可能な The ITO Guidelines により提供される。</p>	<p>クロスカンントリー競走・道路競走・マウンテンレース・トレイルランニングにおいて WA レフェリーが指名されたら、WA レフェリーは主催者に必要な支援を行う。WA レフェリーは自身に割り当てられた競技種目が行われている間は、常に競技場所にいてはならない。WA レフェリーは競技が競技規則と競技注意事項等ならびに技術代表の最終的決定に従って行われていることを確認する。WA レフェリーは割り当てられた各種目の審判長となる。</p> <p>WA レフェリーに関する情報は WA のウェブサイトから入手可能な the World Athletics Referee Guidelines により提供される。</p>
CR8	<p>〔国内〕</p> <p>1. 本連盟が主催する競技会には原則として JTOs(Japan Technical Officials)をおく。JTOs は総務の直下に位置づけられて、WA の ITOs に準じた任務を行う。</p>	<p>〔国内〕</p> <p>1. 本連盟が主催する競技会には原則として JTOs(Japan Technical Officials)をおく。JTOs は総務の直下に位置づけられて、WA レフェリーに準じた任務を行う。</p>
CR9	<p>CR9. I R W J s (国際競歩審判員) と J R W J s (日本陸連競歩審判員)</p>	<p>CR9. WA 競歩審判員と J R W J s (日本陸連競歩審判員)</p>
CR9	<p>国際競技会定義 1.1 の競技会に任命される競歩審判員は WA レベルの国際競歩審判員でなければならない。</p> <p>〔国際-注意〕</p> <p>国際競技会定義 1.2、1.3、1.5~1.7 及び 1.10 の競技会における競歩審判員は、WA レベルまたはエリア陸連レベルの国際競歩審判員が務める。</p>	<p>ワールドランキングコンペティション定義 1. (a)(b)に該当する競技会に任命される競歩審判員は WA ゴールドレベルの競歩審判員でなければならない。</p> <p>〔国際-注意〕</p> <p>ワールドランキングコンペティション定義 1. (c)(d)と 2. (a)(b)(c)(d)に該当する競技会における競歩審判員は、WA ゴールド、シルバー、ブロンズレベルの競歩審判員が務める。</p>
CR10	<p>全ての国際競技会では、全部あるいは部分的に競技場外で実施する道路競技種目のコースを確認するために、1 人の国際道路コース計測員を任命しなければならない。</p>	<p>全てのワールドランキングコンペティションでは、全部あるいは部分的に競技場外で実施する道路競技種目のコースがワールドランキングコンペティションの要件に従って計測と認証がされていることを保証するために、1 人の国際道路コース計測員を任命しなければならない。</p>
CR11	<p>CR 11. 国際スターターと国際写真判定員</p> <p>国際競技会定義 1.1、1.2、1.3 及び 1.6 の競技会に該当し、競技場内で行われる競技会ではカウンスル、エリア陸連または競技会統括団体が国際スターターと国際写真判定員を任命する。国際スターターは技術代表によって割り当てられたレースをスタートさせるとともに、スタート・インフォメーション・システムの操作やチェックを行うことを監督する。国際写真判定員は写真判定員主任となり写真判定業務を監督する。国際スターターと国際写真審判員に関する情報は WA のウェブサイトから入手可能な The Starting Guidelines and Photo Finish Guidelines により提供される。</p>	<p>CR 11. WA スターターと WA 写真判定員</p> <p>ワールドランキングコンペティション定義 1. (a)(b)(c)と 2. (a)(b)に該当し、競技場内で行われる競技会ではカウンスル、エリア陸連または競技会統括団体が WA スターターと WA 写真判定員を任命する。国際スターターは技術代表によって割り当てられたレースをスタートさせるとともに、スタート・インフォメーション・システムの操作やチェックを行うことを監督する。WA 写真判定員は写真判定員主任となり写真判定業務を監督する。国際スターターと国際写真審判員に関する情報は WA のウェブサイトから入手可能な The Starting Guidelines and Photo Finish Guidelines により提供される。</p>

	<p>国際写真判定員は、ITO が任命され審判長を務める競技会において写真判定員主任を務める一方で、国際スター (IS) と他のスタートチームメンバーとの間の責任は明確に区分されていることに留意しなくてはならない。IS は、自身が割り当てられたレースをスタートさせる時には…</p>	<p>WA 写真判定員は、WA レフェリーが任命され審判長を務める競技会において写真判定員主任を務める一方で、WA スターと他のスタートチームメンバーとの間の責任は明確に区分されていることに留意しなくてはならない。WA スターは、自身が割り当てられたレースをスタートさせる時には…</p>
CR12	<p>国際競技会定義 1.1、1.2、1.3 及び 1.6 の競技会では、通常 3 人か 5 人、または 7 人からなるジュリーを任命する。このうち 1 人を主任とし、もう 1 人を秘書とする。必要であれば秘書はジュリーとは別の人物でもよい。…</p> <p>TR54 の規定により上訴があった場合、ジュリーのうち少なくとも 1 人は WA レベルまたはエリアレベルの国際競歩審判員でなければならない。…</p>	<p>ワールドランキングコンペティション定義 1. (a)(b)(c) と 2. (a)(b) に該当する競技会では、通常 3 人か 5 人、または 7 人からなるジュリーを任命する。このうち 1 人を主任とし、もう 1 人を秘書とする。必要であれば秘書はジュリーとは別の人物でもよい。…</p> <p>TR54 の規定により上訴があった場合、ジュリーのうち少なくとも 1 人は、WA ゴールド、シルバー、ブロンズのいずれかのレベルの競歩審判員でなければならない。…</p>
CR13	<p>競技会の主催者および加盟団体は、競技会が開催される加盟団体の規則に従い、すべての競技役員を任命する。国際競技会定義 1.1、1.2、1.3 及び 1.6 の競技会の場合、WA が定める規則および競技会が開催される加盟団体が定める規則および手順に従い、すべての役員を任命する。</p> <p>WA 規則に記載している競技役員リストは、主要国際競技会に必要と考えられる役員構成であり、主催者は地域の状況に応じてこれを変更してもよい。</p>	<p>競技会の主催者および加盟団体は、競技会が開催される加盟団体の規則に従い、すべての競技役員を任命する。ワールドランキングコンペティション定義 1. (a)(b)(c) と 2. (a)(b) に該当する競技会では、WA が定める規則および競技会が開催される加盟団体が定める規則および手順に従い、すべての役員を任命する。</p> <p>WA 規則に記載している競技役員リストは、競技会を適切に実施するのに重要と考えられる役員構成である。但し、主催者は地域の状況に応じてこれを変更してもよい。</p>
CR5.1.10	<p>◇場外競技審判長</p>	<p>【削除】</p>
CR13.2 グリーン	<p><安全に関する注意> 陸上競技の審判長および競技役員には多くの重要な役割があるが、全ての関係者の安全確保が何より重要な任務である。</p>	<p><安全に関する注意> 陸上競技会の競技役員には多くの重要な役割があるが、全ての関係者の安全確保が何より重要な任務である。</p>
CR14	<p>競技会ディレクターは技術代表と協力して競技運営面の組織を立案し、責任範囲の中で技術代表とともにその計画を完遂し、競技運営上の問題を解決しなければならない。</p> <p>競技会ディレクターは競技会参加者の相互の影響状況を監督し、情報伝達システムを通して全主要役員に指示する。</p>	<p>競技会ディレクターは、技術代表およびその他の関係する代表とともに、以下の業務を行わなければならない。</p>
CR14.1		<p>イベントプレゼンテーションと表彰式も含めた、競技会の技術的な運営を計画する。</p>
CR14.2		<p>立案した計画が競技前および競技中に確実に実行されるようにする。</p>
CR14.3		<p>技術的な問題が解決されるか、代替する解決策が取り入れることを確認する。</p>
CR14.4		<p>競技会参加者の相互の影響状況を監督し、各種指示を行う。</p>
CR14.5		<p>情報伝達システムを通して、競技会映像の配信や放送に関係する全ての主要関係者およびその他の関係者と連絡を取り合う。</p>
CR14.6		<p>CR17 を確実に順守するために、イベントプレゼンターマネージャーと十分な連携を図る。</p>

CR14.7		<u>CR29.1.1.に従い、招集所のスケジュールを正確に作成し、公開する。</u>
CR14.8		<u>CR22.1.3 の効率的な運用を確保するために、スタートコーディネーターと連絡を取る。</u>
CR14.9		<u>競技会に適用される規則と、導入される技術およびITシステムの機能を十分に理解する。</u>
CR14.10		<u>TR7.5 に関して生じるあらゆる問題を管轄する。</u>
CR14 グリーン		競技会中、効率的な運営を確保するために、競技会ディレクターはイベントプレゼンテーション・マネージャーの近くで、技術的なサポートが受けられ、モニター画面が十分かつ信頼して見ることができる状態で、競技会全体を視覚的に把握できる場所に位置する。
CR16 グリーン	… 競技会ディレクター、または国際競技会では技術代表が、競技中に使用する投てき物を承認したなら、技術総務はさまざまな物品を準備し、注文し、受け取らなくてはならない。…	… 競技会ディレクターまたは技術代表が、競技中に使用する投てき物を承認したなら、技術総務はさまざまな物品を準備し、注文し、受け取らなくてはならない。…
CR17	… 国際競技会定義 1.1 に該当する競技会では英語、フランス語のアナウンサーがカウンシルによって任命される。	… ワールドランキングコンペティション定義 1. (a)(b) に該当する競技会では英語、フランス語のアナウンサーがカウンシルによって任命される。
CR18.1	招集所、トラック競技、フィールド競技、混成競技、場外競技（競走、競歩）およびビデオ監察には必要に応じて1人以上の審判長を任命する。	招集所、トラック競技、フィールド競技、混成競技、 競歩競技 およびビデオ監察には必要に応じて1人以上の審判長を任命する。
CR 18.3	… スタート審判長（スタート審判長が任命されていなければトラック競技審判長または競歩競技審判長）は、…明らかな不正スタートの場合には、その権限は及ばない。 …	… スタート審判長（スタート審判長が任命されていなければトラック競技審判長または競歩競技審判長）は、…明らかな不正スタートの場合には、その権限は及ばない。 TR8.4.1も参照のこと。 …
CR18.4	… 各種目が終了したら、記録用紙に当該審判長による署名または承認を行った後、記録・情報処理員に引き継ぎ、成績表として直ちに完成させなければならぬ。	… 各種目の 予選・決勝等の各ラウンド が終了したら、記録用紙に当該審判長 または写真判定主任 による署名または承認を行った後、記録・情報処理員に引継ぎ、成績表として直ちに完成させなければならぬ。
CR18.5	【TR7へ移動】 <u>審判長は競技者にあるまじき行為、下品な行為をした競技者やリレー・チーム、TR6、16.5、17.14、17.15.4、25.5、25.19、54.7.6、54.10.8、55.8.8に違反があった競技者やリレー・チームに警告を与えたり、当該競技会から除外したりする権限を持つ。警告はイエローカード、除外はレッドカードを示すことによって競技者に知らせる。警告や除外の事実は記録用紙に記入する。審判長が警告および除外処分を行った場合は、そのことを記録・情報処理員および他の審判長に知らせなくてはならない。</u> <u>招集所審判長はウォーミングアップ場から競技場所に至るまで、競技規則を適用する権限を有する。そのほかの場合も含め、審判長は競技中だけでなく、競技を終えた後にも担当した種目について権限を持つ。</u>	審判長は TR7.1 に基づき、競技者やリレー・チームに対して警告を与えたり、当該競技会から除外したりする権限を持つ。

当該審判長は競技場所やウォーミングアップエリア、招集所、コーチ席も含めた競技に関連する場所で、競技者以外の者がふさわしくない行為や不適切な行為をしたり、競技者に競技規則に違反した助力を行ったりした場合、（競技会ディレクターがいる場合は相談の上）警告を与え、除外することができる。

〔注意〕

- i. 審判長は十分な根拠のある状況では、警告なしで競技者やリレー・チームを除外する事ができる。〔参照 TR6.2〔注意〕〕
- ii. 道路競技審判長は（例えば、TR6、54.10、55.8に係る）違反があった場合には、失格を告げる前に警告を与えなければならない。異議を申し立てられた場合はTR8を適用する。
- iii. 本条に基づき当該競技者やリレー・チームを当該競技から除外する場合には、すでにイエローカードで警告が与えられている競技者に対しては、審判長は二枚目のイエローカードを示した後、直ちにレッドカードを提示する。
- iv. 一度目の警告に気付かないでイエローカードによる警告を提示した場合、その後、二度目の警告である事実が判明した時点で、レッドカードを提示したのと同じ結果となる。審判長は直ちに当該競技者やリレー・チーム、もしくは所属チームに対して除外通知を行わなければならない。

カードが示され記録される方法に関連して、以下の通りガイドラインを示し、明確化する。

- a. イエローカードとレッドカードは、懲戒処分（その多くはCR18.5及びTR7.2を参照）だけでなく、反スポーツ精神的と見なされるに十分なほど深刻な場合は競技規則違反にも出されることがある（例：レースにおける深刻で明確な妨害）
- b. レッドカードの前に、イエローカードが出されているのが一般的であり通常想定されることであるが、特に悪質な反スポーツ的または不適切な行為の場合には、即時に（イエローなしで）レッドカードを出すことができる。この場合、競技者あるいはリレー・チームは、かかる決定を Jury に上訴する機会が与えられていることを忘れてはならない。
- c. イエローカードを出すことが現実的でなく、さらに論理的でない場合もある。例えば、TR6.2の注意は、レース中のペースングがあったなどTR6.3.1に該当することが明確に証明されれば、即、レッドカードを出すことが特に認められる。
- d. 審判長がイエローカードを出した際に、競技者あるいはリレー・チームが不適切な態度で応答したことで、即時にレッドカードを出すことが正当である場合、前項と同様に、即、レッドカードという状況になることもある。短時間の中で不適切な振る舞いが続いた際に、それぞれに異なる事由をつける必要はない。
- e. 〔注意〕iiiにより、競技者あるいはリレー・チームがその競技会中に既にイエローカードを出されており、次に出されるカードがレッドカードとなることを審判長が認識している場合には、審判長は最初に2枚目のイエローカード、その後、レッドカードを提示する。しかし、審判長が2枚目のイエローカードを表示

	<p>しない場合であっても、レッドカードの提示は無効とはならない。</p> <p>f. 審判長がすでに出示されたイエローカードを認識しておらず、イエローカードのみを表示した場合は、この事実が判明した時点で、できるだけ早くその競技者を失格させるための適切な措置を講じる。通常、これは審判長が直接競技者本人に、またはチームを通して競技者に通告することによって行われる。</p> <p>g. リレー競技では当該競技会のどのラウンドであっても、一人または複数のチームメンバーが受けたカードは、チームに対して示されたものとしてカウントする。このため、もし、リレーに出場している一人の競技者がリレー競技の予選、決勝等のラウンドで2枚目のイエローカードを示されたのなら、当該リレー・チームはレッドカードを示されたことになり、失格となる。リレー競技で示されたカードはリレー・チームに対してのみ効力があり、個別競技者単位としては無関係で、これをカウントしない。</p>	
CR18.7	<p>…</p> <p>再競技は審判長の決定に従い、同日または別の日に行う。〔参照 TR8.4、17.2〕</p>	<p>…</p> <p>再競技は審判長の決定に従い、同日または別の日に行う。〔参照 TR8.4、17.1〕</p>
CR19.3	トラック競技と道路競技	競走競技と競歩競技
CR20 グリーン	<p>…</p> <p>TR8.4.4（途中棄権でも違反行為があった場合の報告義務）が追加となったのは、世界各地での対応に明確な違いがあるため、監察員が取るべき行動を標準化し、CR20.4〔注意〕iiを補完することを目的としている。全体に共通する標準的対応では、競技者またはリレー・チームが途中棄権した場合、ハードル競走で規則に違反したもののフィニッシュラインに到達しないケースを含め、通常はDQ（失格）ではなくDNF（途中棄権）と表示される。TR8.4.4は、このような際に競技者やチームが抗議を行う可能性に対応するために設けられている。以上の背景からTR8.4.4が追加された。</p>	<p>…</p> <p>TR8.4.4（途中棄権でも違反行為があった場合の報告義務）が追加となったのは、世界各地での対応に明確な違いがあるため、監察員が取るべき行動を標準化し、CR20〔注意〕iiを補完することを目的としている。全体に共通する標準的対応では、競技者またはリレー・チームが途中棄権した場合や、ハードル競走で規則に違反して明らかにレースを中止しながらも、結局はフィニッシュラインに到達した場合を含め、通常はDQ（失格）ではなくDNF（途中棄権）と表示される。TR8.4.4は、このような際に競技者やチームが抗議を行う可能性に対応するために設けられている。</p>
CR22.7	TR16.7-16.8、39.8.3に規定されている警告や失格の決定についてはスターターのみが行うことができる。	TR16.8、39.8.3に規定されている警告や失格の決定についてはスターターのみが行うことができる。
CR22.1.1	スタートチームのメンバーにそれぞれの任務を割り当てる。但し、国際競技会定義1.1とエリアの選手権大会・エリア競技会において、どの種目を国際スターターが撃つかの割り当ての決定は技術代表の責務である。	スタートチームのメンバーにそれぞれの任務を割り当てる。但し、 ワールドランキングコンペティション定義 1. (a)(b)(c)と 2. (a)(b)(c)に該当する競技会では、 どの種目を WA スターターが撃つかの割り当てを 技術代表が決める。
CR25.3	国際競技会定義1.1の競技会を除く競技会で、以下の競技者に同時参加を認めた場合、その結果は別に取扱い、障がいクラス分けも明示されなければならない。	ワールドランキングコンペティション定義 1. (a)(b) を除く競技会では、以下の競技者に同時参加を認めた場合、その結果は別に取扱い、障がいクラス分けも明示されなければならない。
CR25.4	<p>…</p> <p>途中棄権（トラック競技、競歩競技） DNF</p> <p>…</p> <p>ジュリーの決定による通過者 qJ</p> <p>ベント・ニー（競歩） ></p> <p>…</p> <p>レーン侵害（TR17.4.3、TR17.4.4）</p>	<p>…</p> <p>途中棄権（トラック競技、競歩競技、混成競技) DNF</p> <p>…</p> <p>ジュリーの決定による通過者 qJ</p> <p>抽選による次ラウンドへの進出 qD</p> <p>ベント・ニー（競歩） ></p> <p>…</p> <p>レーン侵害（TR17.3.3、TR17.3.4） L</p> <p>抗議中の競技 P</p>
CR25.5	国際競技会定義1.1、1.2、1.3、1.6、1.7の競技会では、テクニカルインフォメーションセンター	ワールドランキングコンペティション定義 1. (a)(b)(c)と 2. (a)(b)(c)に該当する競技会では、テ

<p>グリーン</p>	<p>…(T I C)を設置する。またそれ以外の競技会でも開催期間が1日を超える場合はT I Cを設置することが望ましい。</p> <p>T I Cは各チーム代表、主催者、技術代表および競技会運営機関の間で、競技会の技術面等に関する事項について円滑なコミュニケーションを図ることを主要業務とする。</p> <p>…</p> <p>TIC 及び SID の開設時間は長くなる可能性があるため、TIC マネージャーには複数の補佐役が必要であり、シフト制で任務につく必要がある。</p> <p>TIC のいくつかの任務は競技規則…</p>	<p>クニカルインフォメーションセンター (T I C)を設置する。またそれ以外の競技会でも開催期間が1日を超える場合はT I Cを設置することを推奨する。TIC はバーチャルに運営するか (Web方式)、実際に設置して運営するか、その両方を組合せて運営することができる。</p> <p>T I Cは各チーム代表、主催者、技術代表および競技会運営機関の間で、競技会の技術面等に関する事項について円滑なコミュニケーションを図ることを主要業務とする。</p> <p>〔国内〕 主催者が設備や関係者間の連絡体制を整えられるのであれば、Web方式の TICを設置してもよい。</p> <p>…</p> <p>TIC 及び SID の開設時間は長くなる可能性があるため、TIC マネージャーには複数の補佐役が必要であり、シフト制で任務につく必要がある。 バーチャル TIC を完全または部分的に運営させる場合、より簡単に稼働時間の延長はできるが、バーチャル TIC の運営状況を監視する時間を明確にすることが重要である。</p> <p>TIC のいくつかの任務は競技規則…</p>
<p>CR31.2.3</p>	<p>室内世界記録</p>	<p>【削除】</p>
<p>CR31.2.4</p>	<p>U20室内世界記録</p>	<p>【削除】</p>
<p>CR31.3.3</p>	<p>CR31.2.2または31.2.4に基づいて提出される記録の場合は、該当する競技者の生年月日が事前にWA 事務総長によって確認されている場合を除き、…</p>	<p>CR31.2.2を対象として提出される記録の場合は、該当する競技者の生年月日が事前に WA 事務総長によって確認されている場合を除き、…</p>
<p>CR31.8</p>	<p>記録は、予選または準決勝、走高跳・棒高跳における同成績を解決するための追加試技、CR18.7またはTR8.4.2、17.2、25.20、54.7.3により結果的に無効とされた競技もしくはその一部であっても…</p>	<p>記録は、予選または準決勝、走高跳・棒高跳における同成績を解決するための追加試技、CR18.7またはTR8.4.2、17.1、25.20、54.7.3により結果的に無効とされた競技もしくはその一部であっても…</p>
<p>CR31.10.3</p>	<p>新たな世界記録が承認されるたびに世界記録認定リストを更新する。このリストに記載された記録は、リスト公表日以降、WA によってCR32、33、34、35に記載される各承認種目で競技者またはチームが達成し、承認された最も優れた記録とみなされる。</p>	<p>新たな世界記録が承認されるたびに世界記録認定リストを更新する。このリストに記載された記録は、リスト公表日以降、WA によってCR32に記載されている各承認種目で、競技者またはチームが達成し、承認された最も優れた記録とみなされる。</p>
<p>CR31.12</p>	<p>道路競技を除いて</p>	<p>400mトラックでの世界記録</p>
<p>CR31.12.1</p>	<p>記録は WA に承認された競技施設または TR2、もしくは該当する場合は TR11.2に適合する競技場所で達成されたものでなければならない。</p>	<p>記録は WA に承認された競技施設または TR2、もしくは該当する場合は TR11.2または11.3に適合する競技場所で達成されたものでなければならない。</p>
<p>CR31.12.4</p>	<p>屋外で行われるトラック種目は、TR14に適合するトラックで行われた場合のみが認められる。</p>	<p>400mトラックで行われる種目は、TR14に適合するトラックで行われた場合のみが認められる。</p>
<p>CR31.13</p>	<p>室内世界記録</p>	<p>200mトラック (ショート・トラック) での世界記録</p>
<p>CR31.14.3</p>	<p>200m以内の屋外で達成された記録は、TR17.8～17.13に示される方法で測定された風速の報告が必要である。平均秒速2mを超える風が走る方向へ吹いていたと測定された場合、記録は公認されない。</p>	<p>屋外で達成された200m 以下の記録は TR17.8～17.13に示される方法で測定された風速の報告が必要である。ただし200m トラックにおける200m の記録 (200m sh) は除く。平均秒速2mを超える風が走る方向へ吹いていたと測定された場合、記録は公認されない。</p>
<p>CR31.14.4</p>	<p>TR17.4.3と TR17.4.4が適用される場合で当該種目での1回目の違反でない限り、TR17.3に違反したらその記録は認められない。混成競技の個々の種目については TR39.8.3で認められている不正スタート (1回目の不正スタートの後の2回目以</p>	<p>以下の場合を除き、TR17.3に違反したらその記録は認められない。 (a) TR17.3.2、17.3.2に該当する場合。 (b) TR17.3.3と TR17.3.4が適用される場合で、当該種目での1回目の違反である場合。</p>

	降のスタート)での記録は、世界記録としては公認されない。	あるいは 、混成競技の個々の種目についてTR39.8.3で認められている不正スタート(1回目の不正スタートの後の2回目以降のスタート)の場合。
CR31.14.5	CR32とCR34の対象となる400m(4×200mリレーおよび4×400mリレーを含む)までの全てのレースの世界記録の公認は、TR15.2に準拠したWA承認のスタート・インフォメーション・システムに連結したスターティング・ブロックを使用し、…ものでなければならない。	CR32 の対象となる400m(4×200mリレーおよび4×400mリレーを含む)までの全てのレースの世界記録の公認は、 TR15.3 に準拠したWA承認のスタート・インフォメーション・システムに連結したスターティング・ブロックを使用し、…ものでなければならない。 【注意】 当該規則は U20世界記録 には適用しない。
CR31.14 グリーン	TR17.4の改正は、競技者またはリレー・チームが記録を達成した際、そのレースで競技者(またはリレーの各走者)がTR17.4.3とTR17.4.4に定められている規則に1回だけ違反した場合、あるいは当該種目の複数行われるラウンドの中で最初の違反であった場合には、その記録を認めるというものである。…	TR17.3 の改正は、競技者またはリレー・チームが記録を達成した際、そのレースで競技者(またはリレーの各走者)が TR17.3.3 と TR17.3.4 に定められている規則に1回だけ違反した場合、あるいは当該種目の複数行われるラウンドの中で最初の違反であった場合には、その記録を認めるというものである。…
CR31.15.2	(例:1時間走と20,000m 参照:TR18.3)	(例:1時間走と 10,000m 参照:TR18.3)
CR31.19	競歩競技の世界記録 少なくとも3人のWAレベルもしくはエリアレベルの国際競歩審判員が審判を務め、世界記録認定申請書に署名しなければならない。	競歩競技の世界記録 少なくとも3人の WA ゴールド、シルバー、ブロンズレベルの競歩審判員 が審判を務め、世界記録認定申請書に署名しなければならない。
CR32	CR.32 世界記録として公認される種目	CR.32 世界記録と U20世界記録 として公認される種目
CR32 本文～ CR35 CR32	本文:削除	【表:世界記録として認められる種目一覧】 (別添)
	全自動写真判定 F.A.T. 手動計時 H.T. トランスポンダー計時 T.T. 【注意】 i 競歩競技を除く女子の道路競走については、WAは男女混合レース(男女混合)で達成された世界記録と女子レース(女子単独)で達成された世界記録という二つの世界記録を公認するものとする。 女子の競歩競技については、男女混合レース(男女混合)または女子レース(女子単独)のどちらかで達成された一つの世界記録を公認するものとする。 道路競走の1マイルについては、単一の性別者のみが出場したレースの記録を世界記録として公認する。 ii 女子単独の道路競走は、男女異なるスタート時間を設けることで実施できる。その際、特にコースが同じ箇所を複数回通過するように設定されている場合は、助力、ペース調整、妨害の可能性を防ぐべく適切な時間差が設定されるべきである。	sh=ショート・トラック(200mトラック) 【注釈】 ショート・トラック(200mトラック) とは、 1周200mまでのトラック を示す。 写 :全自動写真判定 F.A.T. 手 :手同計時 H.T. ト :トランスポンダー計時 T.T. 【注意】 i 競歩競技と道路競走の1マイル(1マイル(R)) を除く女子の道路競走については、WAは男女混合レース(男女混合)で達成された世界記録と女子レース(女子単独)で達成された世界記録の二つの世界記録を公認するものとする。 女子の競歩競技については、男女混合レース(男女混合)または女子レース(女子単)のどちらかで達成された一つの世界記録を公認するものとする。 道路競走の1マイルについては、単一の性別者のみが出場したレースの記録を世界記録として公認する。 ii 女子単独の道路競走は、男女異なるスタート時間を設けることで実施できる。その際、特にコースが同じ箇所を複数回通過するように設定されている場合は、助力、ペース調整、妨害の可能性を防ぐべく適切な時間差が設定されるべきである。

	<p>写真判定装置による0.01秒単位の記録、またはトランスポンダーシステムによる0.1秒単位の記録が認められる。</p> <p>35km, 35,000m 競歩：記録の初回認定は2023年1月1日とし、男子は2時間22分00秒以内、女子は2時間38分00秒以内の記録を対象とする。男子の30,000mの記録は、35,000mの初回認定記録が掲載された段階で削除する。</p> <p>50,000m 競歩：記録の初回認定は2019年1月1日以降とし、4時間20分00秒以内の記録を対象とする。</p> <p>道路競走1マイル：記録の初回認定は2023年9月1日とし、男子3分50秒以内、女子4分19秒以内の記録を対象とする。その時点で上記記録が達成されていなかった場合、その時点でのベストタイムが世界記録となる。</p> <p>50km：記録の初回認定は2022年1月1日とし、CR31に適合した記録とする。男子は2時間43分38秒以内、女子単独レースは3時間07分20秒以内、女子男女混合レースは2時間59分54秒以内の記録を対象とする。</p>	<p>iii 道路競走の1マイルについては、写真判定装置による0.01秒単位の記録、または手動計時かトランスポンダーシステムによる0.1秒単位の記録が認められる。</p> <p>U20女子十種競技：7300点を超える場合のみ公認</p> <p>35,000m 競歩：記録の初回認定は2023年1月1日とし、男子は2時間22分00秒以内、女子は2時間38分00秒以内の記録を対象とする。男子の30,000m競歩の記録は、35,000m競歩の初回認定記録が掲載された段階で削除する。</p> <p>35km 競歩：記録の初回認定は2023年1月1日とし、男子は2時間22分00秒以内の記録を対象とする。</p> <p>50,000m 競歩：記録の初回認定は2019年1月1日以降とし、4時間20分00秒以内の記録を対象とする。</p>
CR33	<p>CR.36 その他の記録 36.1 36.2</p>	<p>CR.33 その他の記録 33.1 33.2</p>
CR34	<p>CR.37 日本記録と公認記録 37.1 : 37.9</p>	<p>CR.34 日本記録と公認記録 34.1 : 34.9</p>
CR37.10 ～ CR37.15	<p>本文：削除</p>	<p>34.10 日本記録・公認記録となる種目 【表：日本記録・公認記録として認められる種目一覧】 (別添)</p>
CR34.1	<p>37.1 …。 日本記録は (a)日本記録 (b)U20 日本記録 (c)U18 日本記録 (d)室内日本記録 (e)U20 室内日本記録 (f)U18 室内日本記録 とする。 このうち、(a)日本記録(b)U20 日本記録(c)U18 日本記録は、本条の日本記録の公認要件を満たしていなければならない。また、(d)室内日本記録(e)U20 室内日本記録(f)U18 室内日本記録は、CR31.13 室内世界記録の公認条件に準じる。〔参照 CR32～35〕</p>	<p>… 日本記録は (a)日本記録 (b)U20 日本記録 (c)U18 日本記録 (d)日本記録 (sh) (e)U20 日本記録 (sh) (f)U18 日本記録 (sh) とする。 このうち、(a)日本記録、(b)U20 日本記録、(c)U18 日本記録は、本条の日本記録の公認要件を満たしていなければならない。また、(d)日本記録 (sh)、(e)U20 日本記録 (sh)、(f)U18 日本記録 (sh) は、CR31.13 ショート・トラック 世界記録の公認条件に準じる。〔参照 CR32〕</p>

CR34.5	37.5 記録公認の競技場および競技会の条件は、CR31 世界記録の 31.14.1～4、31.15、31.16、31.17、31.18、31.21.2～3、31.21.6～7 を適用する。	記録公認の競技場および競技会の条件は、CR31 世界記録の 31.12.2 、31.14.1～4、31.15、31.16、31.17、31.18、31.21.2～3、31.21.6～7を適用する。
CR34.10	37.10 日本記録として公認される記録	<p>日本記録と公認記録として認められる種目</p> <p>[注意]</p> <p>i 1マイル=1,609.344m</p> <p>ii 道路競技の1マイル (1マイル (R)) : 初回認定は2023年12月31日とする。 写真判定装置による0.01秒単位の記録、または手動計時およびトランスポンダーシステムによる0.1秒単位の記録が認められる。</p> <p>iii 競歩競技と道路競技の1マイルを除く女子道路競走について、男女混合レースで樹立された日本記録と女子単独レース (男女別時間差スタートを含む) で樹立された日本記録に分けて二つの日本記録を公認する。</p> <p>iv 女子の競歩競技については、男女混合レース (男女混合) または女子レース (女子単独) のどちらかで達成された一つの日本記録を公認するものとする。</p> <p>v 道路競走の1マイルについては、単一の性別者のみが出場したレースの記録を日本記録として公認する。</p>
CR35	CR.38 アナウンサー	CR.35 アナウンサー
CR36	CR.39 公式計測員	CR.36 公式計測員